

## 調査研究

# 農村老人の居住形態

—宮城県登米郡米山町調査報告—

清水 浩昭

### 目 次

#### はじめに

1. 家族構造論——最近の研究動向をめぐって——
  2. 家族構造論と居住形態
  3. 農村老人の居住形態——宮城県登米郡米山町調査報告——
    - (1) 米山町の概要
    - (2) 家族の構成と構造
    - (3) 老親世代からみた居住形態——実態と意識——
    - (4) 子世代からみた居住形態——実態と意識——
- むすびにかえて

#### はじめに

本稿は、最近の社会学的家族論にみられる特徴を紹介すると同時に、この家族論と適合する居住形態と意識との対応図式（暫定的な類型）を提示し、この類型論を手がかりにしてわが国農村老人の居住形態の一断面を明らかにしようとするものである。

ところで、ここで、あらためて社会学的家族論をとりあげる意図は、最近、家族社会学者のなかに従来の社会学的家族構造論とは、やや異質な見解を提示するものがあらわれてきており、この家族構造認識の変化は、さらに、わが国の老親扶養（家族扶養）のあり方を検討する際にも大きな影響を与えることになるだろうと考えたからにはかならない<sup>1)</sup>。

1) 従来の社会学的家族構造論と異質な見解とは、「イエを原型として日本の家族文化を一元的に把握する」という発想には一つの疑問が残されていることもたしかである。西南日本の僻地地帯には、イエとは対照的に父と息子二代の夫婦の同居ができるだけ避けようという家族規範が支配的であり、イエに発展する内の契機を内在させていない家族が存在するといわれる。このような地域的差異を、たんなる家族の発展段階の相違に帰するのか、あるいは、それぞれの地域に独自な歴史的個性ないし家族文化をしめすものと考えるべきなのか、一元論的発想にはこのような問題が残されている（光吉利之「家族の変化」、光吉利之、土田英雄、宮城 宏『家族社会学入門』39ページ、有斐閣、昭和54年）というものである。

家族社会学者は、これまで民俗学者、社会人類学者が指摘してきた、いわゆる家族構造の地域性を軽視ないし無視してきたように思われる。ところが、家族社会学者がかかる家族構造論を展開するに至ったということは、老親扶養（家族扶養）に関しても「同居型扶養」と「分居型扶養」との同時存在を是認したことになる。とすれば、家族社会学者も、それぞれの社会のもつ歴史的・個性的な家族構造に則した老親扶養のあり方を議論するようになるであろう。

なお、居住形態と老親扶養との関連およびその研究意義については、前稿（「農村老人の居住形態——宮城県志波姫町と鹿児島県大浦町の比較研究——」『人口問題研究』第156号）に述べてある。

## 1. 家族構造論——最近の研究動向をめぐって——

わが国における実証的な家族研究の歴史を回顧すると、民俗学的、社会学的研究が、まず、昭和10年前後に開始され、それから約20年後の昭和28年頃から社会人類学的な家族研究が展開されてきたといえよう（付表参照）。

ところで、この三つの学問分野における家族論を整理してみると、家族社会学者は、「直系家族制」（一人の子の生殖家族とだけ同居するのを原則とする家族。その子は継嗣である。継嗣は男子、しかも長男ときめられていることが多い。継嗣の生殖家族との同居を世代的にくり返すことにより、直系的に維持されていく家族<sup>2)</sup>）が、わが国家族の基本構造であり、この基本構造が、都市化、産業化等々の社会変動の影響によって「夫婦家族制」（どの子の生殖家族とも同居しないのを原則とする家族。したがって結婚によって成立し、夫婦の一方ないし双方の死亡で消滅する、夫婦一代限りの家族<sup>3)</sup>）へと変化するという、いわば「一元的・発展段階論」的立場に立って、わが国の家族構造を理解していくように思われる<sup>4)</sup>。

ところが、民俗学者、社会人類学者は、この「直系家族制」に立つ家族とともに、「夫婦家族制」に立つ家族（世代別・別居制家族＝隠居制家族）も同時存在してきたことを実証しているのである。つまり、民俗学者、社会人類学者は、わが国の家族を「多元的・類型論的」立場に立って理解しようとしているのである<sup>5)</sup>。

このように、わが国の家族構造に関する認識は、学問分野の相違によって根本的に異っていたのである<sup>6)</sup>。

ところが昭和40年代後半～50年代に至ると、家族社会学者のなかにも従来の家族構造論とやや異なる見解が提示されてきているように思われる。例えば、森岡清美教授は「今日のわが国でも直系家族制への復帰を求める声もある。かくて多少の揺れ返しあるけれども、直系家族制への復帰を許す条件は大きいとはいえない<sup>7)</sup>」と述べていたが、その後「現代における家族の変化は、……夫婦家族制が

2) 森岡清美「家族の類型と分類」、森岡清美編『家族社会学』10ページ、有斐閣、昭和42年

3) 森岡、前掲論文、10ページ。

4) この点について、光吉教授は「これまで日本の家族変動を、イエから夫婦家族への変動として一元論的に捉えてきた。このような一元論的な発想に、若干の疑問が残されていることはさきに述べたが、さいごにもう一つ重要な問題点を指摘しておこう。今までの議論は、日本の家族が夫婦家族へ収斂するという一種の収斂理論の立場からなってきたといってよい」（光吉、前掲論文、42ページ）と述べている。

5) しかし、隠居制家族について、まったく別の理解をしている社会人類学者もいる。例えば、中根千枝教授は、隠居制については、「古くから民俗学、民族学の分野でとりあげられ、應々にして地方的な特殊な制度として注目されて来たが、これは要するに、世代の異なる夫婦が同一家屋で起居を共にしないという居住形態の処置である。家長権を息子にゆずった老夫婦が本屋を息子夫婦にゆずり、同一屋敷内の小屋に移り住むのであるが、これは『家』（社会単位）の中の処置であって、この居住形態は何ら『家』構造に支障を來すものではないばかりか家長を中心とした『家』の構造がはっきりあらわれている。隠居した家がゆくゆくはもう一人の息子によって継承され、相続されることを前提とする『隠居分家』の場合は、普通のいわゆる分家設立の一変形であるから、何ら普通の『家』制度と異なるものではない」（中根千枝「『家』の構造分析」『石田英一郎教授還暦記念論文集』104ページ、角川書店、昭和39年）と述べている。

6) この点について、上野和男助教授は、「日本の家族の構造を明らかにする研究上のひとつの問題点は、日本の家族を構造的水準において同質的な、すなわち单一の構造的特質をもったものと理解する立場をとるか、それとも、異質的であってさまざまな類型（多くは二類型もしくは三類型）をもったものとして理解する立場をとるかの基本的立場の差異にあるように思われる」（上野和男「昭和初期における家族研究の展開——柳田國男と大間知篤三を中心として——」、家族史研究編集委員会編『家族史研究』第1集、180ページ、大月書店、昭和55年8月）と述べている。

7) 森岡「家族変動の予測」、森岡編『社会学講座 第3巻 家族社会学』224ページ、東大出版会、昭和47年。

イデオロギーを尖兵、法規範を後楯とし、夫婦家族の形成を可能ならしめると共に必要ともする経済的条件に支えられて、おおいかぶさった。そこに出現したのは、単に直系制家族から夫婦制家族への変化と要約できるような簡単なものではなく、両者の共存による相互干渉の多様な形態であった<sup>8)</sup>」とし、さらに、「直系制家族と夫婦制家族の同時的現存による相互影響を論ずるには、理念面（直系家族制・夫婦家族制）と現実面（直系家族・夫婦家族）を分離し、その上でこの2面を結合させるのがよい。そうすると、（1）直系制家族に立つ直系家族、（2）直系家族制に立つ夫婦家族、（3）夫婦家族制に立つ直系家族、（4）夫婦家族制に立つ夫婦家族、の四つが析出される……そして歴史的類型変化とは、夫婦制家族が多数を占めることであると共に、直系家族制と混じった形で夫婦家族制の比重が大勢を制することである<sup>9)</sup>」としているのである。

また、土田英雄教授も「『家』は日本の特殊性を表現している家族の一類型であり、具体的には日本の伝統的家族の一部にその典型がみられる。しかし、多くの場合、日本の伝統的家族のすべてを『家』家族によって代表させていたがために、その地域差や階層差を無視する傾向が強かった<sup>10)</sup>」（傍点筆者）ことを指摘するとともに、「日本の伝統的家族を『家』的家族と関連させてとらえるならば、そこには典型的な『家』的家族（『家』制度依拠家族）と、隠居複世帯制型の準『家』的家族（過渡的中間的形態）と、さらに『家』の理念からはほど遠い非『家』的家族（『家』制度逸脱家族）の三類型を区別することができる<sup>11)</sup>」との類型論を提示しているのである。

かかる最近の研究動向をみると、家族社会学者も、「多元的」な家族論に立脚した発展段階論を開しつつあるように思われる。

要するに、わが国の家族構造は「一元的」ではなく、「多元的」であるという認識が三つの学問分野において共有されつつあるというのが現状ではなかろうか（付表参照）。

## 2. 家族構造論と居住形態

このように、わが国の家族構造は「多元的」であるという認識が一般化してきたとすれば、家族構造に照応する居住形態が存在することになるであろうし、さらに、これらの家族構造と居住形態に適合した意識も存在することになるはずである。

そこで、ここでは森岡教授によって提示された家族論を基軸にして、これに照応する居住形態と意識との対応関係を図式化してみた<sup>12)</sup>（表1参照）。

この対応図式について若干の説明を加えておきたい。

（I）直系家族制に立つ直系家族　わが国の家族構造の一つで世代的連続に志向した「イエ」的家族である。この家族においては、親子の「生涯同居型」、「同棲」・「同家計」・「同食」による「完全

8) 森岡「社会学からの接近」、森岡清美、山根常男共編『家と現代家族』18ページ、培風館、昭和51年。

9) 森岡、前掲〔脚注8〕論文、6ページ。

10) 土田英雄「隠居制と家」、同志社大学人文科学研究所編『共同研究　日本の家』254ページ、国書刊行会、昭和56年。ただし、土田教授は、すでにこのような見解を40年代後半に提示している。土田「隠居慣行」、姫岡 勤ほか編『むらの家族』276～282ページ、ミネルヴァ書房、昭和48年)。

11) 土田、前掲論文、255ページ。

12) 袖井孝子助教授は、すでに老親扶養問題を考慮を入れた老人家族の類型論を提示している。にもかかわらず、ここであえて別の試論を提示するのは、居住形態およびこれをささえる意識についての分類が最近、精緻化しているように思われるからである（袖井「老親の扶養」、山根常男ほか編『テキストブック社会学(2) 家族』160～162ページ、有斐閣、昭和52年）。

なお、居住形態の分類および意識については、清水、前掲〔脚注1〕論文を参照されたい。

表1 「高年齢者世帯」の四つの型

類型	家族構造	居住形態	意識
I	直系家族制に立つ直系家族	生涯同居型(完全同居型)	一貫同居志向
II	直系家族制に立つ夫婦家族	一時的別居型	条件つき別居志向
III	夫婦家族制に立つ直系家族	一時的同居型(準同居型)	条件つき同居志向
IV	夫婦家族制に立つ夫婦家族	生涯別居型	一貫別居志向

「同居型」の生活が理想とされている。したがって、親の健康状態の良し悪しにかかわらず、「できる限り一緒に暮らすのがよい」という意識に支えられた「一貫同居志向型」の家族ということになる。

(Ⅱ) **直系家族制に立つ夫婦家族** 「イエ」規範が、やや希薄な家族である。この家族の別居形態は、ある条件下における「一時的別居型」であるので、状況の変化によって、ただちに同居形態に移行することが望ましいと考えられている形態である。したがって、「親が元気なうちは別居し、親の身体が弱ったら一緒に暮らすのがよい」という「条件つき別居志向型」の意識と適合的であるが、子供の他地域での就業等によって、親は同居したくとも「一時的別居」を余儀なくされるという「非自発的別居」も、この類型のなかに入ってくるだろう。

(Ⅲ) **夫婦家族制に立つ直系家族** 「父息二代婚所を分つ」という世代別・別居制規範に立つ家族であるが、「夫婦家族制」規範がややゆるやかな家族である。そこで、この家族の同居形態は、ある条件下における「一時的同居型」で、しかも、その生活内容は、「完全同居型」よりもむしろ「準同居型」が理想とされている。したがって、条件さえ整えば、ただちに別居形態に移行する「条件つき同居志向型」の意識と適合的である。ただし、別居形態は「散居」型よりもむしろ「分居」型に傾斜するものと思われる。

(Ⅳ) **夫婦家族制に立つ夫婦家族** 「父息二代婚所を分つ」ことを理想とする家族で、(Ⅰ)直系家族制に立つ直系家族と対極をなすものである。そこで、この家族は、どの子の生殖家族とも同居しないことを原則とする「生涯別居型」が望ましいとされている。したがって、「できる限り別居するのがよい」とか「別れて暮らす方が気楽である」という「一貫別居志向型」、「自発的別居志向型」の意識と適合的である。

ここに示した家族構造一居住形態一意識の対応図式は、あくまでも暫定的、思弁的なものである。

このような思弁的な類型論が、どこまで妥当性をもつかは現実に存在している形態分析を通じて検討して行きたいと考えている。

### 3. 農村老人の居住形態——宮城県登米郡米山町調査報告——

かかる類型論を念頭において、宮城県登米郡米山町の老人が、いかなる居住形態の下で生活を営んでいるか、さらに、その子世代は、居住形態についてどのような考え方をもっているのか等々について順次検討して行きたい。

居住形態について検討する前に、本調査について若干述べておきたい。米山町内における調査地の選定は、総理府統計局『昭和50年国勢調査調査区関係資料利用の手引』による分類符号12、つまり「15歳以上就業者中に占める農林業就業者数の割合が7割以上の調査区」から無作為に11の調査区を抽出し、この調査区を調査対象（世帯数にして約630）とした。

米山町における分類符号12の総世帯数は、1,289である。したがって、この町のなかで純農業的世帯の約半数が、今回の調査対象世帯として選定されたことになる。

なお、本調査は、世帯票、個人票Ⅰ、個人票Ⅱの三種類の調査票を配票、自計主義によって実施したものである。

### (1) 米山町の概要

米山町の人口、世帯および農業に関する状況を、まずみておきたい。昭和50年の『国勢調査』結果によれば、この町は、人口12,170（男5,904、女6,266）、2,540世帯からなる農村地域である。昭和35年以降の人口と世帯数の変動をみると、人口は減少傾向にあるが、世帯数は逆に増加しているのが特徴的である。平均世帯規模は、この15年間に1.41人減少し、4.79人となっている（表2参照）。

表2 世帯数・人口数・平均世帯員数の推移

年 次	世 帯 数	人 口 数	平均世帯員数
昭和35年	2,409	14,933	6.20
40年	2,448	13,483	5.50
45年	2,506	12,638	5.04
50年	2,540	12,170	4.79

（資料）総理府統計局『国勢調査』

宮城県の平均世帯規模は3.74人であり、わが国で最も世帯規模の大きい山形県が3.97人であるから、この町の平均世帯規模は、全国的にみても規模の大きい部類に属するといえよう。さらに、「人口高齢化」の進展状況を、昭和50年時点（『国勢調査』結果による）でみると、この町の老齢人口比率は、10.4%となっている（宮城県が7.7%，全国が7.9%である。以下カッコ内のパーセントは、宮城県、全国の順で示す）。したがって、県内では「人口高齢化」が進展している地域の一つであるといえよう。

この「人口高齢化」の進展は、当然、世帯構成にも反映している。昭和50年『国勢調査』結果によれば、この町の「高年齢者世帯」（65歳以上の親族を含む世帯）率は38.7%（23.2%，22.0%）となっている。しかし、この「高年齢者世帯」に占める「核家族的世帯」（「核家族世帯」+「単独世帯」）率は7.2%（21.3%，34.4%）であり、老人世帯の「核家族世帯」化は、あまり進展していないように思われる。

つぎに、農林省の『1975年農業センサス宮城県統計書』から、米山町の農業事情をみてみたい。この統計書によれば、米山町の農家率は51.0%（宮城県が23.1%である。以下カッコ内の数値は、宮城県のパーセントを示す）であり、一世帯あたりの経営耕地面積は157a（118a）となっている（表3参照）。

表3 経営耕地面積別農家数

地 域	総 数	例 外 規 定	0.3ha 未満	0.3~0.5	0.5~0.7	0.7~1.0	1.0~1.5	1.5~2.0	2.0~2.5	2.5~3.0	3.0ha 以上
宮 城 県	117,263 (100.0)	248 (0.2)	16,888 (14.4)	15,873 (13.5)	13,261 (11.3)	15,605 (13.3)	20,244 (17.3)	13,850 (11.8)	9,336 ( 8.0)	5,794 ( 4.9)	6,164 ( 5.3)
米 山 町	2,073 (100.0)	5 (0.2)	186 ( 9.0)	199 ( 9.6)	163 ( 7.9)	195 ( 9.4)	293 (14.1)	272 (13.1)	314 (15.1)	260 (12.5)	186 ( 8.9)

（資料）農林省農林經濟局『1975年農業センサス宮城県統計書』

経営耕地面積の構成をみると、田が94.0%，畑が5.6%，樹園地が0.3%（田82.2%，畑15.3%，樹園地2.5%）となっている。

また、農林省の『昭和50年生産農業所得統計』によれば、耕地10aあたりの生産農業所得は11.9万円（宮城県が10.3万円、全国が9.2万円である。以下カッコ内の数値は、宮城県、全国の順で示す）。農家一世帯あたりの生産農業所得は206.4万円（143万円、104万円）となっている。したがって、この町の農業は、宮城県内のみならず、全国的にみても恵まれた環境下にあるといえるのではなかろうか。

以上のような人口、世帯、農業をめぐる諸条件下での居住形態の問題を検討してみたい<sup>13)</sup>。

## (2) 家族の構成と構造

まず、調査時点における家族構成をみると、「その他の親族世帯」が多く、「単独世帯」、「夫婦のみの世帯」は少ない。したがって、数量的な意味での「核家族世帯」化<sup>14)</sup>は、あまり進展していないといえよう（表4参照）。

表4 家族構成

総 数	核 家 族 世 帯				単 独 世 帯	そ の 他 の 親 族 世 帯
	小 計	夫 婦 のみ	夫 婦 と 子 供	片 親 と 子 供		
626 (100.0)	156 (24.9)	72 (11.5)	68 (10.9)	16 (2.6)	19 (3.0)	451 (72.0)

とすれば、世代累積的な家族構成になっているものと思われる：そこで、続柄構成からこの点をたしかめてみたい。世帯主を100とした時の続柄構成をみると、祖父母が1.8、父母が38.0、孫+曾孫が34.5となっている（昭和50年『国勢調査』結果によれば、宮城県は、祖父母が0.6、父母が20.5、孫が23.3、全国は、祖父母が0.4、父母が16.2、孫が13.7となっている）。この結果をみると、この町の家族は、世代累積的な家族志向が強いことを示しているといえよう。

つぎに、各年齢・世代の人々が、どのような世帯に帰属しているかみてみたい。これは、ある時点に存在している人口の年齢構成と家族構成との関連をみたものであり量的構成を表現したものである。しかし、60歳ないし65歳以上の人々がどのような世帯のなかで生活しているかの量的構成をみると、ある程度その社会の家族のあり方（家族構造=質的構成）が判断できると考えている<sup>15)</sup>。このような観点から、家族員の年齢階級別家族構成をみると、各年齢階級とも「その他の親族世帯」で生活しているものが多く、とりわけ60歳以上層においては著しいものがある。また、全人口の約8割が「その他の親族世帯」のなかで生活していることにも着目しておきたい。このような結果から、この町の家族は「直系家族制に立つ直系家族」であるといってよからう（表5参照）。

13) なお、本稿の基礎資料は、厚生省人口問題研究所「昭和54年度実地調査 人口の高齢化に伴う生活構造の変化に関する調査」に基づいている。

14) この点については、清水「老人世帯および同居、別居老人の予測」、統計研究会編『老齢化社会の統計的基礎研究』165～166ページ、昭和54年を参照されたい。

15) 『国勢調査』結果等の分析に基づいて原田 尚氏は、「親の年齢が比較的低く健康で、夫婦に欠損のない直系家族では、勤めの関係から例えれば夫婦、子及び両親からなる拡大家族世帯が、夫婦、子の核家族世帯と両親の核家族世帯とに別れ、一時的に別居形態をとり拡大家族でなくなるケースが急増している」（原田「家族形態の変動と老人同居扶養」、『社会学評論』第29巻第1号、63ページ、昭和53年7月）という。つまり、「低年齢層の親のいる直系家族では、一時別居型をとるもののが増加が鮮明にあらわれている。このため、老人同居扶養は高齢の要救護性の強い老人の同居扶養へと変化」（原田、前掲論文、66ページ）しつつあるというのである。とすれば、この老年期に入った親をもつ家族が「同居」形態をとっているのか「別居」形態をとっているのかをみると、その社会の家族構造をある程度判断できると考えたのである。

表5 家族員の年齢階級別家族構成

年 齢	総 数	核 家 族 世 帯				単 独 世 帯	その他の親族世帯
		小 計	夫婦のみ	夫婦と子供	片親と子供		
総 数	2,593(100.0)	395(15.2)	126( 4.9)	233( 9.0)	36( 1.4)	19( 0.7)	2,179(84.0)
0~29	972(100.0)	121(12.4)	1( 0.1)	104(10.7)	16( 1.6)	—	851(87.6)
30~59	1,143(100.0)	241(21.1)	104( 9.1)	120(10.5)	17( 1.5)	14( 1.2)	888(77.7)
60 歳 以 上	478(100.0)	33( 6.9)	21( 4.4)	9( 1.9)	3( 0.6)	5( 1.0)	440(92.1)

注) 年齢不詳は除いた。

したがって、「同居」、「別居」率をみても「同居」率が82.7%、「別居」率が13.9%、「不詳」が3.4%となっており、圧倒的に「同居」優位な社会といえるのである。

欧米諸国と比べると、わが国は「同居」率が高い国の一であるといわれているが、近年、その生活内容を検討しようとする調査研究が増加してきているように思われる。そこで、ここでも、この町の「同居」生活内容を住居、家計および食事の三つの面からみてみたい。

今回の調査結果によると、住居は「同じ棟（階上・階下を含む）に住んでいる」が多くなっているし、家計、食事についても「一緒にしている」が多いことがわかった。つまり、「完全同居型」生活が、この町の基本形態であるといってよからう（表6参照）。

表6 「同居」の生活内容

総 数	住居については				家計については				食事については			
	同じ棟 (階上、 階下を含 む)に住 んでいる	別棟に住 んでいる	その他	不詳	すべて いる	一部 り	だいたい 緒にして	だいたい 別にして	すべて いる	ときには 一緒にし	だいたい 別にして	不詳
518 (100.0)	508 (98.1)	5 (1.0)	—	5 (1.0)	476 (91.9)	25 (4.8)	15 (2.9)	2 (0.4)	510 (98.5)	4 (0.8)	2 (0.4)	2 (0.4)

注) 年齢不詳は除いた。

以上、「世帯票」を中心にして、米山町の家族構成、家族構造、「同居」・「別居」について検討してきた。

これらの状況を念頭において、つぎに、「個人票Ⅰ」（60歳以上のひとを対象にした調査票）と「個人票Ⅱ」（30歳以上59歳までのひとを対象にした調査票）から居住形態の実態と意識とをみてみたい。

### （3）老親世代からみた居住形態——実態と意識——

ここでは、居住形態を「同居」と「別居」とに二大別し、「別居」については、子供との別居の距離が1時間以内の場合を「分居」、1時間以上の場合を「散居」とする分類にしたがっている<sup>16)</sup>。

この分類によって、老親の居住形態（子供のいない人々は除いた）をみると、男女とも子供ないし子供夫婦と「同居」をしている者が多く、「別居」はごくわずかである。「別居」のなかをみると、「散居」が「分居」を若干上回っている。いずれにしても、この町の老親の大多数は、いずれかの子供ないし子供夫婦と「同居」していることになる（表7参照）。

16) 森岡「高齢化社会における家族の構造と機能」、『社会福祉研究』第19号、8ページ、昭和51年10月。

表7 居住形態

性	総数	同居	別居	分居	散居	不詳
総数	373 (100.0)	357 (95.7)	15 (4.0)	6 (1.6)	9 (2.4)	1 (0.3)
男	171 (100.0)	163 (95.3)	8 (4.7)	3 (1.8)	5 (2.9)	—
女	202 (100.0)	194 (96.0)	7 (3.5)	3 (1.5)	4 (2.0)	1 (0.5)

注) 年齢不詳は除いた。

それでは、この老親達は、どのような続柄の子供たちと「同居」しているのであろうか。老親世代と子世代との「同居」は、「直系家族制」を維持・存続させることになるし、「直系家族制」は、いうまでもなく老親世代の形成してきた「イエ」を子世代が相続・継承することによって維持・存続せられることになる。しかし、いずれの相続形態をとるかが「直系家族制」維持・存続の消長と深く関連しているように思われる。そこで、「直系家族制」下における相続形態について一瞥しておきたい。

「直系家族制度」下における相続形態は、「一子残留制」(子たちのうち一人だけを家に残すこと)が基本になるわけであるが、その残留する一子の続柄等によって、長男相続(長男が家の相続者となる方式)、初生子相続または姉家督相続(男女にかかわらず初生の子を家に残す方式)、末子相続(末男が家に残留する方式)、選定相続(いずれの子を残すかは一定せず、親の選択にまかせる方式)等々がある。このなかで、長男相続は「直系家族制」を維持・存続させる上に、もっとも基本的な相続形態であるといわれている。

このような相続方式の形態分類にしたがって、米山町の「同居」子の続柄をみると、男女とも約8割の者が、長男と「同居」していることがわかった。現在「同居」している子供たちのすべてに配偶者があり、世帯を相続しているわけではないが、この子供たちは、やがて老親世代の世帯を相続することになると思われる。とすれば、きわめて「伝統<sup>17)</sup>」的な「直系家族制」を再生産させる基盤が、この町の家族には存在しているといえるのではなかろうか(表8参照)。

表8 「同居」子の続柄

性	総数	長男	長男以外の息子	長女	長女以外の娘	不詳
総数	357 (100.0)	283 (79.3)	23 (6.4)	38 (10.6)	9 (2.5)	4 (1.1)
男	163 (100.0)	129 (79.1)	11 (6.7)	17 (10.4)	4 (2.5)	2 (1.2)
女	194 (100.0)	154 (79.4)	12 (6.2)	21 (10.8)	5 (2.6)	2 (1.0)

注) 年齢不詳は除いた。

それでは、かく多くの老親達が、どうして彼らの子供たちと一緒に暮らしているのであろうか。その理由(複数回答=三つ選択)をたずねてみた。その結果をみると、男女とも「一緒に暮らすのが

17) ここでいう伝統とは、「ある集団(とくに民族)が文化的または精神的領域において所有する。あるいは所有すると信ぜられている優れた慣習のこと。伝統は、過去から現在に及ぶ連續性である限りにおいて慣習に属すると見られるが、一般に慣習が価値を離れた客観的観念であるのに反して、伝統は価値判断を前提とする主観的観念である。すなわち伝統は、プラスの価値判断を含むもの、その存続が希望されている慣習といってよい」(福武直ほか編『社会学辞典』636ページ、有斐閣、昭和33年)という意味である。

自然だから」と「家や家業を守るため」をあげた者が多かった。ということは、家業としての農業の存続と、世代的連続に志向する「イエ」の維持・存続とがすでに老親達のなかに内在化してしまっているということではなかろうか。ここにも、老親達の「直系家族制」維持・存続への「伝統」的な意識が表明されているといえよう（表9参照）。

表9 子供との「同居」理由

性	総 数	夫婦（又は1人）だけでは淋しいから	身の回りの世話をてくれるから	経済的理由	家や家業を守るために	子供が希望するから	一緒に暮らるのが自然だから	親子の愛情から	その他	不詳
総 数	357(100.0)	26(7.3)	101(28.3)	83(23.2)	185(51.8)	16(4.5)	277(77.6)	65(18.2)	2(0.6)	8(2.2)
男	163(100.0)	9(5.5)	44(27.0)	44(27.0)	90(55.2)	3(1.8)	130(79.8)	31(19.0)	2(1.2)	3(1.8)
女	194(100.0)	17(8.8)	57(29.4)	39(20.1)	95(49.0)	13(6.7)	147(75.8)	34(17.5)	—	5(2.6)

注) 複数回答、年齢不詳は除いた。

つぎに、子供の有無、現在の「同居」・「別居」いかんにかかわらず、老親世代すべてに、「最近、結婚した子は一般に親と別居する傾向が強くなろうとしています」とのことについてどうお考えですか」という一般的な質問をしてみた。すると、男女とも「できる限り一緒に暮らすのがよい」とする「一貫同居型」志向が強く、「親が元気なうちは別居し、親の身体が弱ったら一緒に暮らすのがよい」とする「条件つき同居志向型」はわずかであった。したがって、「常に往き来できれば別居してもよい」とする「条件つき別居志向型」や「できる限り別居するのがよい」とする「一貫別居志向型」は、とるにたらないものであった（表10参照）。

表10 子供との「同居」・「別居」志向性

性	総 数	できる限り別居するのかより	別居するのもやむを得ない	できる限り一緒に暮らすのがよい	親が元気なうちは別居し親の身体が弱ったら一緒に暮らすのがよい	常に往き来できれば別居してもよい	その他	不詳
総 数	402(100.0)	6(1.5)	8(2.0)	347(86.3)	12(3.0)	2(0.5)	1(0.2)	26(6.5)
男	187(100.0)	3(1.6)	3(1.6)	158(84.5)	3(1.6)	2(1.1)	—	18(9.6)
女	215(100.0)	3(1.4)	5(2.3)	189(87.9)	9(4.2)	—	1(0.5)	8(3.7)

注) 年齢不詳は除いた。

そこで、さらに、この老親達が、どの子供夫婦と「同居」したいと考えているかをみてみた。その結果をみると、男女とも「息子夫婦と一緒に暮らすのがよい」とする者が多数を占めていた。ここにも、「直系家族制」の維持・存続と結びつく男系尊重のイデオロギーが現存しているといえるのではなかろうか（表11参照）。

表11 「同居」の相手

性	総 数	息子夫婦と一緒に暮らすのがよい	娘夫婦と一緒に暮らすのがよい	どちらでもよい	不詳
総 数	359 (100.0)	267 (74.4)	17 (4.7)	62 (17.3)	13 (3.6)
男	161 (100.0)	123 (76.4)	5 (3.1)	29 (18.0)	4 (2.5)
女	198 (100.0)	144 (72.7)	12 (6.1)	33 (16.7)	9 (4.5)

注) 年齢不詳は除いた。

最後に、「あなたは、お子さんと一緒に暮らす場合、住居、食事、家計等はどうにするのがよいと思いますか」と聞いてみた。すると、男女とも、住居は「同じ棟（階上・階下を含む）に住みたい」という志向性が、家計、食事も「すべて一緒にしたい」という志向性が強かった。しかし、家計と食事については、男女で若干の相違がみられる。これは、日常的な生活面で惹起するであろう。いわゆる「嫁と姑」との問題を反映しているのかもしれない。しかし、この町の老親世代の8割以上が「同棟」、「同家計」、「同食」の「完全同居型」生活を望んでいることは厳然たる事実である。したがって、「別棟に住みたい」とか、家計、食事は「一部分一緒にしたい」ないし「だいたい別にしたい」という「準同居型」の生活を期待している者は、きわめて少ないのである（表12参照）。

表12 「同居」の生活内容に対する期待

性 性 総 数	住居については				家計については				食事については				
	同じ棟 (階上、 階下を含 む)に住 みたい	別棟に 住みたい	その他	不詳	すべて一 緒にした い	一部分 一緒にした い	だいた い別に したい	不詳	すべて一 緒にした い	ときには一 緒にした い	だいた い別に したい	不詳	
総数	359(100.0)	340(94.7)	4(1.1)	—	15(4.2)	298(83.0)	27(7.5)	9(2.5)	25(7.0)	327(91.1)	1(0.3)	2(0.6)	29(8.1)
男	161(100.0)	152(94.4)	4(2.5)	—	5(3.1)	138(85.7)	8(5.0)	5(3.1)	10(6.2)	152(94.4)	—	1(0.6)	8(5.0)
女	198(100.0)	188(94.9)	—	—	10(5.1)	160(80.8)	19(9.6)	4(2.0)	15(7.6)	175(88.4)	1(0.5)	1(0.5)	21(10.6)

注) 年齢不詳は除いた。

これまで、老親世代の居住形態にかんする実態と意識とについて検討してきたが、この調査結果からいえることは、この米山町の老親世代は、これまで「直系家族制に立つ直系家族」のなかで生活してきたし、今後も「生涯同居型」（「完全同居型」）の居住形態のなかで生活を営んで行きたいと考えているようである。つまり、「直系家族制に立つ直系家族」の下で生活を営むことが、彼らにとって望ましいものとされているようである。

#### （4）子世代からみた居住形態——実態と意識——

老親世代の居住にかんする実態と意識とが明らかになったので、つぎに、子世代に視点をあててこの問題を検討してみたい。

老親との「同居」・「別居」状況（すでに両親が死亡してしまっている人々は除いた）をみると、男女とも、老親と「同居」している者が多く、「別居」は約1割である。その「別居」者の74%は1時間以内に住んでおり、老親との距離は遠くないといえよう（表13参照）。

表13 居住形態

性	総 数	同 居	別 居	分 居	散 居	不 詳	不 詳
総 数	670(100.0)	557(83.1)	77(11.5)	57( 8.5)	7(1.0)	13(1.9)	36(5.4)
男	346(100.0)	296(85.5)	35(10.1)	23( 6.6)	5(1.4)	7(2.0)	15(4.3)
女	324(100.0)	261(80.6)	42(13.0)	34(10.5)	2(0.6)	6(1.9)	21(6.5)

注) 年齢不詳は除いた。

それでは、彼らが何故「別居」しているのか、その理由をみると、「親が他の子どもと同居しているから」をあげている者が51.9%でもっとも高くなっている。つまり、老親世代と「別居」している

のは、彼らが次・三男等であるために「同居」しなくてもよい続柄的地位にあることによっているのである<sup>18)</sup>。したがって、現在30~59歳世代のなかには、60歳以上の老親世代と「同居」しなくてもする人々もいることになる。

つぎに、「あなたが、親御さんと一緒に暮らしている主な理由(複数回答=三つ選択)」を問うてみた。すると、男女とも「同居するのが子として当然のつとめだから」をあげた者が圧倒的に多く、「親の健康がすぐれないから」といった理由をあげた者は、きわめて少なかった。ということは、子世代においても老親世代と同様に世代的連続を志向する家族意識(「イエ」意識)が強いといえるのではなかろうか(表14参照)。

表14 親との「同居」理由

性	総 数	親が一緒に住みたがっているから	経済的に好都合だから	親の健康がすぐれないから	同居するのが子として当然のつとめだから	親子の自然の愛情から	何かと好都合だから	その他	不詳
総 数	557(100.0)	55( 9.9)	154(27.6)	24(4.3)	470(84.4)	153(27.5)	154(27.6)	7(1.3)	15(5.7)
男	296(100.0)	25( 8.4)	83(28.0)	13(4.4)	248(83.8)	80(27.0)	83(28.0)	4(1.4)	4(1.4)
女	261(100.0)	30(11.5)	71(27.2)	11(4.2)	222(85.1)	73(28.0)	71(27.2)	3(1.1)	11(4.2)

注) 複数回答、年齢不詳は除いた。

さらに、「将来、あなたが年をとって、お子さんが結婚された後の生活は、どのようにするのがよいとお考えですか」との問い合わせで、彼らの子世代(老親世代からみると孫世代)に対して、どのような期待をいだいているかをたずねてみた。その結果をみると、「夫婦がそろって元気でいるとき」においても、「子夫婦と同居したい」という比率が高くなっている。したがって、「夫婦のどちらかが一人になったとき」の段階に至ると、「子夫婦と同居したい」という比率が一段と高まってくるのである。とすれば、現在の子世代も、彼らに「直系家族制」の維持・存続を期待しているといえるのではなかろうか(表15および表16参照)。

この「直系家族制」の維持・存続を望んでいる者に対して「将来、あなたが年をとって、お子さんと一緒に暮らす場合、住居、食事、家計等はどうのしようにするのがよいと思いますか」とたずねてみ

表15 子供が結婚した後の生活(夫婦がそろって元気でいるとき)

性	総 数	子夫婦と同居したい	子夫婦と別居したい	どちらともいえない	不詳
総 数	992(100.0)	859(86.6)	16(1.6)	79(8.0)	38(3.8)
男	488(100.0)	418(85.7)	8(1.6)	48(9.8)	14(2.9)
女	504(100.0)	441(87.5)	8(1.6)	31(6.2)	24(4.8)

注) 年齢不詳は除いた。

18) この点をめぐるわが国的一般的状況について原田氏は、「昭和24、5年までの人口ピラミッドは典型的な富士山型であった。これは主に戦前の多産多死、戦後のベビーブームと乳児死亡率の低下によるものである。その後出生数の減少をみたため昭和50年のピラミッドは、26歳人口を頂点とし、23、4歳から40歳前後までがとくに肥大している。昭和22年の20~34歳人口1,170万人にたいする35年の同年齢人口の増は635万人、35年にたいする50年の同年齢人口の増は518万人に及び、35年以降15年間の婚姻件数は1,481万件に及んでいる。これに加えてこの時期に結婚年齢にあった人々の母親の出産力が高く、親を同居扶養する必要のない子が多い」(原田、前掲論文、65ページ)と述べている。

表16 子供が結婚した後の生活（夫婦のどちらかが一人になったとき）

性	総 数	子夫婦と同居したい	子夫婦と別居したい	どちらともいえない	不 詳
総 数	992(100.0)	871(87.8)	4(0.4)	47(4.7)	70(7.1)
男	488(100.0)	428(87.7)	1(0.2)	26(5.3)	33(6.8)
女	504(100.0)	443(87.9)	3(0.6)	21(4.2)	37(7.3)

注) 年齢不詳を除いた

た。すると、住居については、男女とも「同じ棟（階上、階下を含む）に住みたい」とする者が多くなっている。これは、家計、食事についてもいえることで、家計、食事も「すべて一緒にしたい」とする者が多くなっている。しかし、家計、食事について仔細に検討してみると、女性は「すべて一緒にしたい」ということに対して若干のこだわりがあるようと思われる（表17、表18および表19参照）。

表17 老後の「同居」生活内容（住居について）

性	総 数	同じ棟（階上、階下を含む）に住みたい	別棟に住みたい	そ の 他	不 詳
総 数	992(100.0)	919(92.6)	35(3.5)	5(0.5)	33(3.3)
男	488(100.0)	457(93.6)	16(3.3)	2(0.4)	13(2.7)
女	504(100.0)	462(91.7)	19(3.8)	3(0.6)	20(4.0)

注) 年齢不詳は除いた。

表18 老後の「同居」生活内容（家計について）

性	総 数	すべて一緒にしたい	一部分と一緒にしたい	だいたい別にしたい	不 詳
総 数	992(100.0)	834(84.1)	106(10.7)	16(1.6)	36(3.6)
男	488(100.0)	413(84.6)	55(11.3)	9(1.8)	11(2.3)
女	504(100.0)	421(83.5)	51(10.1)	7(1.4)	25(5.0)

注) 年齢不詳は除いた。

表19 老後の「同居」生活内容（食事について）

性	総 数	すべて一緒にしたい	一部分と一緒にしたい	だいたい別にしたい	不 詳
総 数	992(100.0)	921(92.8)	16(1.6)	8(0.8)	47(4.7)
男	488(100.0)	460(94.3)	9(1.8)	4(0.8)	15(3.1)
女	504(100.0)	461(91.5)	7(1.4)	4(0.8)	32(6.3)

注) 年齢不詳は除いた。

いずれにせよ、老親世代、子世代ともども「直系家族制」を志向しており、さらに、子世代にいたっては、次の世代に対しても「直系家族制」を期待しているといえよう。

### むすびにかえて

以上、米山町の老親世代と子世代からみた居住形態の実態と意識とについて記述・分析してきた

が、この町の居住形態は「直系家族制に立つ直系家族」の典型として理解できるように思われる。というのは、両世代とも「生涯同居型」でしかも「完全同居型」の生活が現実になされている、と同時に理想ともされているからである。

それでは、何がこのような居住形態に対する実態と意識を規定してきたのであろうか、それは、相対的に広い耕地面積とそれに基づく農業主体的な生活形態ではなかろうか。つまり、彼らの農業生活基盤を維持存続させるためには、父一子一孫世代と連続する農業労働力を確保しなければならない。そのことが「直系家族制に立つ直系家族」を維持・存続させて行く基底となっているようと思われる。

付表 家族研究小史——家族構造論研究を中心として——

年 次	研究者名および論文、著書名・調査名	備 考
昭和8年	岡 正雄「古日本の文化層」(ウェーン大学学位請求論文)。	戦後の社会人類学的家族論の展開に多大な影響を与えた論文。
昭和9年	日本僻陬諸村における郷党生活の資料蒐集調査(柳田国男、大間知篤三ら)の開始。	民俗学的家族論展開の源泉となった調査(大間知理論の形成基盤となつた調査)。
昭和10年	岩手県二戸郡荒沢村石神調査(有賀喜左衛門ら)の開始。	社会学的家族論展開の源泉となった調査。
	分家慣行調査(戸田貞三、鈴木栄太郎、喜多野清一、及川宏ら)の開始。	有賀と異った社会学的家族論展開の源泉となった調査。
昭和11年	大間知篤三「隠居」『民間伝承』第1巻12号。	多元的家族論展開への萌芽的論文。
昭和28年	静岡県伊豆伊浜村調査(岡 正雄、住谷一彦、蒲生正男、高橋統一ら)。	前掲の岡理論の検討、社会人類学的家族論展開の源泉となった調査。
昭和33年	大間知篤三「家族」『日本民俗学大系』第2巻。	多元的家族論の展開。
昭和39年	中根千枝「『家』の構造分析」『石田英一郎教授還暦記念論文集』。	多元的家族論の否定、有賀家族論の社会人類学版。
昭和41年	竹田 且「民俗慣行としての隠居の研究」。	大間知理論の継承、展開。
	蒲生正男「戦後日本社会の構造的变化の試論」『政経論叢』第34巻第6号。	多元的家族論の展開。
昭和51年	森岡清美「社会学からの接近」『家と現代家族』。	家族社会学者による一直線的家族発展論への疑問の提示。
昭和53年	光吉利之「家族の変化」『家族社会学入門』。	ク
昭和56年	土田英雄「隠居制と家」『共同研究 日本の家』。	家族社会学者による多元的家族論の提示。

Living Arrangement of Aged People in Rural Areas:  
A Report on Investigation Conducted on Yoneyama cho,  
Tome gun, Miyagi Prefecture

Hiroaki SHIMIZU

This article is a serial to the paper entitled "Living Arrangement of Aged People in Rural Areas : A Comparison of Rural Areas in Northeastern and Southwestern Districts" (The Journal of Population Problems, No.156).

In this article, I presented the typology of the family system of "Aged Household" based on the assumption that living arrangements of aged people related with different family structure existing in northeastern and southwestern districts of Japan.

These types are as follows :

Four Types of the Family System of "Aged Household"

Family structure	Living arrangement	Attitude
I Stem family based on stem family system	Live together for life (live together completely)	Intends to live together throughout
II Conjugal family based on stem family system	Live separately temporarily	Intends to live separately conditionally
III Stem family based on conjugal family system	Live together temporarily (quasi [live together])	Intends to live together conditionally
IV Conjugal family based on conjugal family system	Live separately for life	Intends to live separately throughout

The date on the actual and ideal family structure and the living arrangements of the aged was collected for Yoneyama-cho, Miyagi prefecture in the Northeastern pair of Japan. It was found that the living arrangements prevalent in this town fell in the category of the Type I .